

国务院法制弁公室「中華人民共和國專利法修正草案（送審稿）」意見募集表

AIPPI JAPAN

条項番号	修正提案	修正理由
第 6 条	<p>本条を以下の通り変更していただきたい。</p> <p>所属機関の職務遂行によって、又は所属機関の物質・技術条件を利用して完成した発明創造は、職務発明創造とする。</p> <p>職務発明創造の専利出願の権利は当該機関に帰属し、出願が認可された場合は当該機関を専利権者とする。</p> <p>非職務発明創造については、専利出願の権利は発明者又は考案者に帰属し、出願が認可された場合は当該発明者又は考案者を専利権者とする。</p> <p>所属機関の物質・技術条件を利用して完成した発明創造について、機関と発明者又は考案者間に契約があり、専利出願の権利及び専利権の帰属に対して定めがある場合は、その定めに従う。定めがない場合は、専利出願の権利は発明者又は考案者に属する。</p>	<p>「所属機関又は組織の物的技術的条件を利用して完成させた発明創造」は、職務発明条例草案による定義「主として所属機関または組織の物的技術的条件を利用して完成させた発明創造は職務発明とする。」に従えば本来職務発明であると考えます。職務発明条例草案のとおり、所属機関の物質・技術条件を利用して完成した発明は、職務発明として所属機関に権利を帰属させたほうがよいのではないのでしょうか。</p>
第 16 条	<p>本条を以下の通り変更していただきたい。</p> <p>職務発明創造が専利権を付与された後、所属機関は、その発明者又は考案者に奨励を与えなければならない。発明創造専利が実施された後、所属機関は、その普及・応用の範囲及び獲得した経済効果に応じて発明者又は考案者に合理的な報酬を与えなければならない。</p> <p>所属機関と発明者又は考案者は、本法の第</p>	<p>「市場ニーズをもって導く専利技術の転化メカニズムを健全化し、より改善し、イノベーションを起こし、専利の実施と活用を推進する」ためには、職務発明創造の場合も、「所属機関の物質・技術条件を利用して完成した発明創造」の場合も、報酬の基準は所属機関の自治に委ねるべきである。</p> <p>また、本条の「経済効果に応じて」とは、売上や利益の程度に応じると理解することもできる。そうすると、製品が如何に市場で</p>

	<p>六条第四項の定めに基づき、発明創造について専利出願の権利が所属機関に属すると取り決めた場合、所属機関は、前項の定めに基づき、発明者又は考案者に奨励と報酬を与えなければならない。</p> <p><u>本条1項及び2項について、所属機関は合理的な報酬を与える基準を、法に基づいて規則制度を制定し、または発明者又は考案者と約定することができる。</u></p>	<p>売れるかは、当該製品に内在する職務発明創造以外の要因（品質、価格、販売チャネル等）の影響を強く受けるので、職務発明創造がもたらした経済効果を所属機関が正確に算定することは困難であり、その負担が大きき上、当該算定の適切性を争点とした（報酬額を争点とした）訴訟リスクを所属機関が負うことになる。1製品に複数の職務発明創造が内在する場合は、更にこの傾向が強くなる。</p> <p>当該算定負担および訴訟リスクは、中国国内の所属機関の運営を阻害することに繋がり得る。また、所属機関が前記の負担を免れるために、発明奨励を積極的に行わないことに繋がる可能性もある。</p> <p>よって、報酬は合理的であれば経済効果に応じる必要がなく、合理的であれば所属機関が制定し、または発明者又は考案者と約定することができるようにするべきである。</p>
<p>第41条</p>	<p>本条を以下の通り変更していただきたい。</p> <p>国务院専利行政部門は専利復審委員会を設置する。専利出願者は国务院専利行政部門の拒絶査定に不服がある場合、通知受領日から3か月以内に、専利復審委員会に不服審判を請求することができる。</p> <p><b>専利復審委員会は、不服審判請求に対して審査を行い、必要に応じて専利出願が本法の関連規定のその他の事由に合致するか否かを審査の上で決定を下し、かつ専利出願者に通知することができる。</b></p> <p><u>専利復審委員会が、専利出願者が申し立てない理由について審査したときは、その審査の結果を専利出願者に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。</u></p>	<p>専利復審委員会が、不服審判請求の請求理由以外の事由を職権で審査する場合には、新たな論点となるため、専利復審委員会に対し、専利出願者が意見を申し立てる機会を与えるべきであるため。</p>

	<p>専利出願者は専利復審委員会の不服審判の審査決定について不服がある場合、通知受領日から3か月以内に人民法院に提訴することができる。</p>	
第 46 条	<p>本条を以下の通り変更していただきたい。</p> <p>専利復審委員会は、専利権無効審判請求に対して審査を行い、必要に応じて専利権が本法の関連規定のその他の事由に合致するか否かに対する審査を行った上で適時決定を下し、請求者及び専利権者に通知することができる。</p> <p><u>専利復審委員会が、請求者が申し立てない理由について審査したときは、その審査の結果を特許権者に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。</u></p> <p><u>前記審査において、専利復審委員会は、請求者が申し立てない請求項(請求の趣旨)については、審査することができない。</u></p> <p>専利権無効審判又は専利権維持の決定は、国务院専利行政部門が登記及び公告を行う。</p> <p>専利復審委員会の専利権無効審判又は専利権維持の決定について不服がある場合、通知受領日から3か月以内に人民法院に提訴することができる。人民法院は無効審判請求手続きを行った相手方当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知する。</p>	<p>専利復審委員会が、無効審判請求の請求理由以外の事由を職権で審査する場合には、新たな論点となるため、専利復審委員会に対して専利出願者が意見を申し立てる機会を与えるべきであるため。</p> <p>また、審判請求の処理の迅速化を図るために、修正提案に記載の通り、職権で審査できる範囲を限定していただきたい。</p>
第 60 条	<p>本条を以下の通り変更していただきたい。</p> <p>専利権者の許諾を受けずにその専利を実施する、即ちその専利権を侵害し、紛争を引き起こした場合、当事者が協議により解決する。</p>	<p>・「集団による権利侵害行為」とは具体的にどのような場合を指すのかを不明確であるため、削除していただきたい。</p>

	<p>協議を望まない場合又は合意することができなかつた場合、専利権者又は利害関係者は人民法院に提訴することができ、また<b>専利行政部門</b>に処理を求めることもできる。<b>専利行政部門</b>が処理する状況においては、権利侵害行為が成立すると認められた場合、権利侵害者に権利侵害行為を即時に停止するよう命ずることができる。当事者が不服の場合、処理通知受領日から15日以内に、「中華人民共和国行政訴訟法」に基づいて人民法院に提訴することができる。権利侵害者が期限を過ぎても提訴せず、権利侵害行為も停止しない場合、<b>専利行政部門</b>は人民法院に強制執行を申請することができる。</p> <p><b>集団による権利侵害行為、権利侵害行為の繰り返し等、市場秩序を乱す故意による専利権侵害被疑行為がある場合、専利行政部門は法により取締ることができ、権利侵害者に権利侵害行為を直ちに停止するよう命じ、かつ権利侵害製品、専ら権利侵害製品の製造に用い、又は権利侵害方法に使用される部品、工具、金型、設備等を没収することができる。権利侵害の繰り返し行為に対しては、専利行政部門は過料を科すことができる。違法経営額が5万元以上である場合、違法経営額の1倍以上5倍以下の過料を科すことができる。違法経営額がなく、又は違法経営額が5万元以下である場合、25万元以下の過料を科すことができる。</b></p>	
第 62 条	<p>本条を以下の通り変更していただきたい。</p> <p>「関連する製品が専ら専利の実施に用いられる原材料、中間物、部品、設備であると知りな</p>	<p>本条に規定する行為を行った者が、単独で責任を負う（専利権侵害訴訟の被告とすることができる）ようにしていただきたい。</p>

	<p>がら、専利権者の許可を得ておらず、生産経営目的のためにその物品を他の者に提供し専利権侵害行為を行った場合、<b>その権利侵害者と連帯</b>責任を負わなければならない。</p> <p>関連する製品、方法が専利製品又は専利方法に属すると知りながら、専利権者の許可を得ておらず、生産経営目的のために他の者を誘導し当該専利権侵害行為を行った場合、<b>その権利侵害者と連帯</b>責任を負わなければならない。」</p>	
第 64 条	<p>本条を以下の通り変更していただきたい。</p> <p>「専利権侵害を巡る紛争が新製品製造方法の発明特許に関連する場合、同様の製品を製造する機関又は個人はその製品の製造方法が専利の方法と違うことを証明する証拠を提出しなければならない。</p> <p>専利権侵害を巡る紛争が実用新案又は意匠に関連する場合、人民法院又は<b>専利行政部門は</b>、専利権者又は利害関係者に対し、専利権侵害を巡る紛争を審議し、処理するための証拠として、国务院専利行政部門が関連の実用新案又は意匠について検索と分析、評価を行ってから作成した評価報告を提出するよう要求することができる。<b>原告は、訴訟を提起するにあたって上述の専利権評価報告を提出しなければならない。被告は、双方の当事者のいずれも上述の専利権評価報告を自発的に提出することができる。</b>」</p>	<p>無審査で登録となる意匠権および実用新案権については、SIPO 作成の意見募集稿にあった通り、原告が提訴時に専利権評価報告を提出することを義務付けていただきたい。</p>
第 68 条	<p>以下の通り変更していただきたい</p> <p>「専利権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって被った実際の損失に応じて確定する。実際の損失を確定することが困難である場合、権利侵害者が権利侵害によって取得し</p>	<p>故意侵害の場合に損害賠償を 1～3 倍に引き上げることができるとされているが、中国においては悪質な侵害行為があった場合に刑事罰が適用されることもあり、故意侵害の抑制のために敢えて損害賠償の増額をする必要はないと考える。</p> <p>米国にも同様の制度が存在するが、その功</p>

<p>た利益によって確定することができる。権利者の損失又は権利侵害者が取得した利益を確定することが困難である場合、当該専利の使用許諾料の倍数に応じて確定する。<b>故意に専利権を侵害する行為について、人民法院は、権利侵害行為の情状、規模、損害の結果等の要素を踏まえ、上述の方法で確定された賠償金額の1倍以上3以下の賠償金額を確定することができる。</b>賠償金額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含むものとする。</p> <p>権利者の損失、権利侵害者の取得した利益、専利使用許諾料を確定することがいずれも困難である場合、人民法院は専利権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、10万元以上500万元以下の賠償を認定することができる。</p> <p>人民法院が、専利権侵害行為が成立したと認定した後、賠償金額の確定のために、権利者は証拠の提示に尽力し、権利侵害行為と関連のある帳簿、資料が主に権利侵害者が掌握している状況下において、権利侵害者に権利侵害行為と関連する帳簿、資料の提出を命令することができる。権利侵害者が帳簿や資料を提示しない又は虚偽の帳簿、資料を提示した場合、人民法院は権利者の主張と提供された証拠を参考にし、賠償金額の判定を行うことができる。」</p>	<p>罪については議論があるところであり、その他の国においてはこのような制度は設けられていない。</p>
--	--

(紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。)